運営規程

医療法人社団 聖愛会

ぎおん牛田病院ヘルパーステーション

〒731−0113

広島市安佐南区西原8丁目29番24号

TEL (082) 875-0134

FAX (082) 875-0135

医療法人社団聖愛会ぎおん牛田病院ヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団聖愛会が開設する医療法人社団聖愛会ぎおん牛田病院へルパーステーション(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)訪問介護及び指定訪問介護サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護、指定訪問介護サービス(以下「指定訪問介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問介護にあっては、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その 有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生 活全般にわたる援助を行う。
- 2 指定訪問介護サービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名 称 医療法人社団聖愛会ぎおん牛田病院ヘルパーステーション
 - 二 所在地 広島市安佐南区西原八丁目 29 番 24 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名(常勤 専従 1名) 管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う
 - 二 サービス提供責任者 2名(常勤 訪問介護員兼務 1名 非常勤 訪問介護員兼務 1名) サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員 等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
 - 三 訪問介護員 9名(非常勤 専従 7名、常勤 サービス提供責任者兼務 1名 非常勤 サービス提供責任者兼務 1名)

訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日、祝祭日
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365日、24時間行う。

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等は、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供する。

指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は市長が定める基準によるものとし、 当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額 の支払いを受けるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 一 事業所から、通常の実施地域を越えて1km につき 20円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、広島市東区、広島市安佐南区、広島市安佐北区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護等のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その 他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。
 - 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(高齢者虐待防止のための措置)

- 第9条 当事業所は、利用者の権利擁護に関わる相談などに対応し、成年後見制度などの制度の情報提供 や、成年後見人となるべき人を薦めることの出来る団体の紹介などを行う。また、虐待があったと思わ れる場合は、遅延なく市町村に通報するものとする。
- 2 虐待行為を当該事業所職員が市町村に通報した場合であっても、通報したことを理由にその職員を解雇その他不利益となる取扱いは一切行わない。
- 3 職員の研修を年1回行う。
- 4 責任者を管理者川中良二とする。

(苦情及び相談に対する体制)

- 第10条 事業者は、指定訪問介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の 求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が 行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言 に従って必要な改善を行うものとする。

(身体の拘束等)

- 第11条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。 但し、利用者あるいは他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、または行う前には、以下の対応、記録などを整備する。
 - 一 拘束廃止の為のカンファレンスを行う。
 - 二 身体拘束が必要なケースが発生した場合は、日々の記録などから利用者の心身の状況を把握して、必要性を判断する。
 - 三 身体拘束を行う場合は、利用者または家族への説明を行うとともに、解除の予定日などが見込める場合は、 予定日を定めた計画を作成する。
 - 四 身体拘束の実施中は経過を記録し、利用者または家族への説明を行う。
 - 五 身体拘束解消後には妥当性の検証と記録を行う。
 - 2 職員の研修を年1回行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後3カ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなく なった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団聖愛会と事業所の管理者との 協議に基づいて定めるものとする。
- 5 ステーションは、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

- 2019年4月1日改訂
- 2020年4月1日改訂
- 2020年6月5日改訂
- 2021年4月21日改訂
- 2023年4月4日改訂